コニカミノルタ画像科学振興財団研究奨励金規定

(社) 日本写真学会 昭和33年 5月 制定 平成 4年10月 改定 平成 7年 3月 改定 平成15年10月 改定 平成16年 9月 改定

- 1. 本奨励金(写真研究奨励金と称する)の贈呈対象は本学会員で写真に関する研究に従事する個人または団体とする。
- 2. 本奨励金の受領者の選考は、日本写真学会に設けられた選考委員会がこれを行う。
- 3. すでに研究途上にあるものでも、またこれから開始するものでもよい(本奨励金を受けることによって開始するものを含む)。
- 4. 基礎研究、応用研究いずれでもよい。
- 5. 国内外の個人研究、共同研究(他の分野との共同研究も含む)いずれでもよい。
- 6. 同一研究に対して継続して贈呈する場合もある。
- 7. 本奨励金の交付を申請する者は、次の事項を記載した申請書類(書式はA4縦置き、横書き とする)を日本写真学会写真研究奨励金係へ提出しなければならない。
 - 1)申請責任者氏名、印、住所、ファックス番号、電子メール
 - 2) 研究者氏名、所属、住所、電話番号、ファックス番号、電子メール
 - 3) 研究題目(共同研究者のある場合も同様)
 - 4) 申請理由
 - 5) 奨励金使途内訳(概略)
 - 6) 研究計画の大要
 - (注) 研究計画の中で、奨励金による購入物品の使途を明確に説明する。
 - 7) 研究者の主な業績
 - 8) 研究者の略歴
- 8. 本研究奨励金を受領した者は、受領年の翌年の9月30日までに本学会技術委員長に研究報告書と会計報告書を提出しなければならない。研究未完了の場合は中間研究及び会計報告書を提出し、 完了時に研究報告書と会計報告書を提出しなければならない。
- 9. 本研究奨励金を受領した者は、研究成果を速やかに学会誌等に発表し、その別刷りまたはコピーを本学会技術委員長に提出しなければならない。できるだけ日本写真学会誌に発表することを要請するが、この場合には別刷り等の提出は不要である。なお、その研究論文には写真研究奨励金(英文名: Photographic Research Fund of Konica Minolta Imaging Science Foundation)で行った旨の謝辞を付記すること。

以上

コニカ画像科学振興財団研究奨励金交付選考委員会内規

(社) 日本写真学会 昭和31年 9月 制定 昭和55年10月 改定 平成 5年10月 改定 平成 7年 3月 改定

(選考委員会の構成)

第1条 コニカ画像科学振興財団研究奨励金交付選考委員会は、技術委員長を委員長とし、理事 および必要に応じて学識経験者の中から選ばれた12名の委員をもって構成する。

(申請者の公募)

第2条 本奨励金交付申請者の募集は、外国会員にも知らせるために和文及び英文で同時に日本 写真学会誌の会告に掲載し、公募する。

(選考方法)

第3条 選考方法は、各賞表彰及び選考委員会内規第8条及び第9条に準ずるものとする。 (交付対象者)

第4条 交付は原則として毎年1件とする。

以上